

声明 橋下大阪市長による思想・良心の自由と労働基本権を踏みにじる  
市職員に対する調査に抗議し、関係資料の即時廃棄を求める

2012年2月9日、橋下大阪市長は大阪市職員（一部の職を除く）に対し、「労使関係に関する職員アンケート調査」を実施した。本調査は、職員の氏名、職員番号等を記入させたうえで、政治活動や組合活動に関する調査であった。本調査は、「市長の業務命令として」回答をすることを命じ、正確でない回答の場合には処分の対象として、回答を強要したものである。本調査は、あきらかに職員の基本的人権を侵害するものであって、断じて容認することはできない。

第1に、本調査では他の職員から投票依頼を受けたことがあるか、その職員は誰か、などの回答を強要している。しかも、投票を要請した人の名前やその時間帯、場所まで問うており、また一般市民の個人情報まで対象としている。これは、職員だけでなく市民も含めて、思想・良心の自由（憲法19条）を侵害する思想調査そのものである。

第2に、本調査は、職員の組合活動そのものを対象とし、職員の団結権・組合活動権（憲法28条）をはなはだしく侵害するものである。

橋下市長による違憲・違法な調査を重大視した大阪自治労連、大阪市労組、大阪弁護士会、自由法曹団、日弁連、自治労連など、多数の団体がこれに抗議し、即時中止を求めた。大阪市教育委員会はこれを実施しないことを決定した。大阪府労働委員会（府労委）は、本調査は「支配介入に該当するおそれのある項目が含まれている」として、市の責任において調査の続行を差し控えるよう事実上の中止勧告を出した。

それでもなお、橋下市長は、「法には抵触しない」と開き直り調査の実施に固執し、府労委の勧告にもしたがう姿勢を示していない。権力を濫用し、違憲・違法の行為を平然とおこない、それに対する批判には居直りと抑圧をもって応える姿勢はファシズムの台頭を想起させるものである。

1950年代のアメリカでは「非米活動委員会」が「共産主義者」「同調者」というレッテルを勝手に貼った人物を尋問し自白を迫り、これを拒否する者は「議会侮辱罪」で提訴され職を奪われた。わが国でも70年代から80年代にかけて、大企業では「職場に憲法無し」と豪語して思想調査を武器とした権利抑圧と職場専制支配が強行された。

われわれは、これまで民間企業技術者研究者について、憲法の保障する「労働基本権」、「政治活動の自由」、「思想信条の自由」は、その専門的な仕事を全うするうえで必要にして欠くことのできない重要な権利であると認識し、これらの基本的権利の擁護発展を心がけてきた。同様に大阪市行政職員においても、これらの基本的権利の尊重、擁護、発展は、真に市民の要求にそって仕事をするために必要にして欠くことのできない事柄であると考えます。

橋下市長の「アンケート調査」に強く抗議すると共に、同調査によって取得したデータを直ちに廃棄するよう求めるものである。

2012年3月31日

日本科学者会議民間企業技術者・研究者問題委員会